

令和6年11月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ワ)第412号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日 令和6年9月11日

判 決

5 当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第1 請求

1 主位的請求

被告らは、原告に対し、2124万4779円及びこれに対する令和3年6月23日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

2 予備的請求

15 (1) 被告黒兼、被告原田及び被告川間は、原告に対し、連帯して14万8621円及びこれに対する令和3年6月23日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(2) 被告牧谷は、原告に対し、259万4261円及びこれに対する令和3年6月23日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

20 (3) 被告藤田は、原告に対し、180万5360円及びこれに対する令和3年6月23日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(4) 被告笹山は、原告に対し、160万6916円及びこれに対する令和3年6月23日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(5) 被告川渕は、原告に対し、152万5465円及びこれに対する令和3年6月23日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

25 (6) 被告綱島は、原告に対し、84万6235円及びこれに対する令和3年6

月23日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

- (7) 被告永田は、原告に対し、55万2588円及びこれに対する令和3年6月23日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 当事者等

(1) 被告は、平成15年5月20日に設立された兵庫県赤穂郡上郡町梨ヶ原1164番地付近に開発されている別荘地の運営・管理等を目的とする理事会設置一般社団法人である。

(2) 被告黒兼、被告原田及び被告川間（以下「被告黒兼ら」という。）は、いずれも原告の社員であり、令和2年7月29日当時、被告黒兼及び被告原田が原告の理事であり、被告川間が原告の理事権利義務者¹であったところ、被告黒兼及び被告原田は、同日に理事を辞任したが、同月31日に開催された原告の臨時社員総会（以下「7月総会」という。）において、理事を解任する決議を受けた。

(3) 被告牧谷、被告藤田、被告笹山、被告川淵、被告綱島及び被告永田（以下「被告牧谷ら」という。）は、令和2年7月当時、いずれも原告の従業員であった。

2 本件は、原告が、被告らに対し、被告黒兼及び被告原田が7月総会において理事を解任され、原告の業務に関する執行権限を失ったにもかかわらず、被告らが共謀の上、原告の本店所在地に開設されていた原告の事務所（以下「本店事務所」という。）を閉鎖し、他所に事務所機能を移転させ、業務用パソコンに保存されていたデータを消去したり、およそ成立の見込みのない社員総会の開催に向けた準備作業を行う（なお、被告黒兼及び被告原田が7月総会後に開催しようとした社員総会を、その開催予定月に合わせて、以下「8月総会」、

¹ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）75条1項に基づき、辞任による退任後もなお一般社団法人の理事としての権利義務を有する者をいう。

「12月総会」という。)などの業務妨害行為に及んだ上、これらに協力した被告牧谷らに退職金等を支払うなどして原告に損害を被らせた旨主張し、①主位的請求として、不法行為による損害賠償請求権に基づき、別紙「損害額整理一覧表」記載のとおり損害相当額及びこれに対する不法行為後の日である令和3年6月23日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金について連帯支払を求め、②予備的請求として、不当利得返還請求権に基づき、被告黒兼らに対しては、14万8621円(別紙「本件損害額整理一覧表」記載の「本店事務所の閉鎖等に伴う損害等」のうち、損害等項目番号②、⑤、⑧、⑨、⑩、⑫及び⑬の各費用合計額)及びこれに対するその受領日以降の日である令和3年6月23日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の連帯支払を、被告牧谷らに対しては、別紙「本件損害額整理一覧表」記載の「被告牧谷らに支払われた退職金等」について、各自、それぞれの被告に対応した退職金及び有給・代休清算金の各合計額とこれに対する各受領日以降の日である令和3年6月23日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

3 本件の争点

- (1) 被告黒兼らが、本店事務所を閉鎖し、その事務所機能を本件各仮事務所に移転させたことは、被告らの共謀に基づく原告に対する業務妨害として、被告らの共同不法行為に該当するか【争点1】
- (2) 被告黒兼及び被告原田が、8月総会及び12月総会の開催に向けて行った準備作業等は、被告らの共謀による原告に対する業務妨害に該当するものとして、原告に対する共同不法行為に該当するか【争点2】
- (3) 被告牧谷らが、令和2年10月末をもって退職するに当たり、退職金及び有給休暇等に係る清算金を受領したことは、原告の財産を違法、不当に流出させる不法行為ないし不当利得に該当するものであり、当該不法行為は被告らの共謀によるものであるとして、被告らは原告に対する共同不法行為責任

等を負い、被告牧谷らは不当利得返還義務を負うか【争点3】

(4) 被告牧谷らが業務用パソコンを返還するに当たり、保存データを消去ないし初期化等の処理を行ったことは、被告らの共謀に基づく業務妨害として原告に対する共同不法行為に該当するか【争点4】

5 第3 当裁判所の判断

1 後掲各証拠（原告代表者本人、被告黒兼本人及び被告綱島本人。ただし、下記認定事実に反するものを除く。なお、書証は特段の断りのない限り、枝番を含む。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

10 (1) 平成28年7月9日に開催された社員総会において、被告黒兼及び被告原田を含む6名の理事が再任となり、新たに6名の理事に選出され、原告の理事は12名になったところ、平成29年7月16日に開催された社員総会において、被告川間を含む3名が新たな理事に選出され、原告の理事は15名になった。

15 その後、上記15名の理事のうち、1名が平成30年4月14日に辞任し、同年7月14日の社員総会において、任期を迎えた11名の理事のうち、被告黒兼及び被告原田を含む6名が再任され、その余の5名が退任した一方で、宮部友幸（以下「宮部」という。）が新たな理事に選出されたことにより、原告の理事は10名になった（甲25、29）。

20 (2) 令和元年7月13日に開催された社員総会において、任期を迎えた被告川間を含む3名の理事が退任したものの、新たな理事は選出されなかったことから、理事に欠員²が生じ、被告川間を含む上記3名の理事は、いずれも理事権利義務者になった（甲25、29）。

(3) 原告の社員らの一部は、令和2年5月頃、原告の当時の代表理事であった宮部に対し、一部の理事らの業務執行により原告の事業運営が阻害されてい

² 当時の原告の定款22条によれば、理事の員数は「10名以上15名以内」とされていた（乙15）。

るとして、被告黒兼、被告原田及び宮部を含む理事7名の解任を目的とする臨時社員総会の開催を求めたが、理事らによって拒否されたことから、原告の総社員の議決権の10分の1以上となる社員68名は、同年6月22日、法37条2項に基づき、神戸地方裁判所姫路支部に対し、上記理事7名の解任を目的事項とする社員総会招集許可の申立てをしたところ、同支部は、上記社員総会を同年7月31日までに招集することを許可した。

上記許可を受けて、上記申立人らは、原告の社員らに対し、令和2年7月31日を開催日とする社員総会（7月総会）を招集する旨の通知をした（甲25、29）。

(4) 被告黒兼及び被告原田は、7月総会において、上記7名の理事を解任する旨の決議がなされる可能性が高いことを認識し、これを避けるべく、上記社員総会の開催に先立ち、理事を辞任することとした。その趣旨は、理事を辞任することにより、上記社員総会において上記理事7名の解任決議をすることができないようにする³とともに、当時、原告の理事が欠員状態にあり、理事を辞任したとしても理事権利義務者になることから、その地位に基づき、定款所定の員数を満たす理事が新たに選任されて就任するまでの間、引き続き、原告の業務執行権限を行使することができることを見込んだものであった（甲26、乙12）。

(5) 7月総会では、被告黒兼、被告原田及び宮部を含む上記7名の理事（以下「旧理事」ということがある。）を全員解任する旨の決議がなされた一方で、新たな理事は選任されなかった。そのようなことから、原告の事業運営については、事実上、被告黒兼、被告原田及び宮部を含む従前の理事に委ね

³ 法70条1項によれば、「役員…は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。」ものとされているが、理事権利義務者は、同条項において、文言上、解任の対象になっていないことから、被告黒兼及び被告原田は、理事権利義務者については社員総会において解任することができないものと考え、上記辞任を行うこととした（乙1、被告黒兼本人、弁論の全趣旨）。

られる状況にあった⁴ところ、当時、被告黒兼と宮部は、原告の事業運営の在り方を巡って対立状態にあった。

そのような状況の下で、宮部は、令和2年8月2日及び同月3日、被告綱島を本店事務所に呼び出し、被告綱島に対し、被告黒兼及び被告原田に不正
5 経理の疑いがあるとして、総勘定元帳等の経理関係文書を開示するよう指示するとともに、経理担当者（被告川渕）が使用していた業務用パソコンを操作して、原告の経理関係情報を閲覧させるよう求めた。しかしながら、被告綱島は、主に現場業務（主に別荘の管理業務）の担当者であり、経理事務を担当していなかったことから、上記文書の所在や上記業務用パソコンにログ
10 インするためのパスワードを知らず、上記求めには対応できない旨回答したところ、宮部は、被告綱島に対し、威圧的な態度と脅迫的な口調により、上記対応ができないのであれば、被告綱島に対しても被告黒兼や被告原田と同様の責任を問うなどと述べ、経理担当者に連絡して上記文書の所在やパスワードを聞き出し、上記業務用パソコンにアクセスするよう強く要求した。

被告綱島は、宮部の上記要求に抵抗することができず、経理担当者と連絡
15 を取り、宮部の指示に従い、上記業務用パソコンのログインパスワードを入手し、原告の経理関係情報の閲覧提供や経理関係文書の開示等を行ったものの、宮部の上記態度や口調の下でこれらの対応を余儀なくされたことにより、その後、不安感や恐怖心に襲われ、不眠、震え等の症状が出現するなど
20 精神的に変調を来すこととなった⁵ところ、これを心配した他の従業員が、被告綱島から事情を聴いた上、被告黒兼にその旨報告をした（甲5、29、乙1、12、丁1、13）。

(6) 上記報告を受けた被告黒兼は、令和2年8月5日頃、被告綱島に対し、同

⁴ もっとも、原告の主な事業である別荘の管理やこれを支える総務及び経理等の実務に係る業務執行については、当時の代表理事であった被告黒兼及び当時の理事であった被告原田が中心となっていて行われていた（弁論の全趣旨）。

⁵ なお、被告綱島は、令和2年8月11日、医療機関を受診したところ、適応障害を発症している旨の診断を受けた（丁2）。

日から当分の間、休養するよう指示するとともに、同月2日から同月3日かけての官部の被告綱島に対する要求行為等は、従業員の心身の安全を脅かすものであり、このような行為等が繰り返された場合、原告の通常業務の遂行に支障が生じるものと判断した。

5 そこで、被告黒兼は、本店事務所を一時的に閉鎖し、以後の業務については、事務所機能を他所に移転させた上で行うこととして、被告牧谷らの従業員に対しては、その旨事情を説明し、必要な協力を求め、それぞれの同意を得た。

10 具体的には、被告黒兼は、それまで本店事務所において行っていた業務のうち、別荘等（固定資産、水道施設）の保守、管理業務については、本店事務所から近距離に所在する有年地区に設置した仮事務所（以下「有年仮事務所」という。）において、経理事務については、近隣の市街地である相生市内に設置した仮事務所（以下「相生仮事務所」という）において、それぞれ行うこととし、本件各仮事務所の建物及び駐車場を賃借したり、業務用パソコンの移動その他必要な備品の整備を行うなどした上で、上記移転後の業務に協力の意向を示した被告牧谷らを含む従業員らを上記各仮事務所（以下「本件各仮事務所」という。）に配置し、別荘の利用者である会員らに対しては、本店事務所の一時閉鎖及び本件各仮事務所における業務の開始及び連絡先の変更等を通知した⁶。

20 上記移転後の業務のうち、有年仮事務所においては令和2年8月11日頃から、相生仮事務所においては同月24日頃から、それぞれ開始されたところ、その後、本件各仮事務所が閉鎖された同年11月10日頃までの間、原告の主たる事業運営（別荘等の保守管理、会員対応等）において、特段の間

⁶ もっとも、本店事務所において取り扱っていた会員サービスのうち、送迎サービス、レンタル別荘の新規受付、宅配便の一時預かりについては、別荘敷地内に所在していた本店事務所の一時的閉鎖に伴い、当面、停止せざるを得なくなったところ、会員らに対しては、その旨についても併せて通知を行った（乙12）。

題は生じなかった（乙2、5、12、13、丙1、丁1、13）。

5 (7) 被告黒兼及び被告原田は、上記のような本件各仮事務所における原告の業務執行と並行して、理事の欠員状態等を解消するため、令和2年8月4日に開催した理事会において、被告黒兼及び被告原田を含む10名を理事として
10 選任すること等を目的とする同月20日開催の社員総会（8月総会）に係る招集通知を発出したものの、出席した社員が定足数に達せず、8月総会は不成立となり、上記選任決議等を行うことはできなかった。そのようなことから、被告黒兼及び被告原田は、同月9月頃～同年10月頃、同年12月にあらためて社員総会を開催することを計画し、社員に対する案内文書等の準備
15 を行った（甲7、26、29、乙12）。

(8) その一方で、原告の総社員の議決権の10分の1以上となる社員77名は、令和2年8月6日、法37条2項に基づき、神戸地方裁判所姫路支部に対し、現在の原告代表者である岡庭晋司を含む8名を新たな理事として選任することなどを目的事項とする社員総会招集許可の申立てをしたところ、同支部は、上記社員総会を同年11月9日までに招集することを許可した⁷。

15 上記許可を受けて、上記申立人らは、原告の社員らに対し、令和2年11月7日を開催日とする社員総会（以下「11月総会」という。）を招集する旨の通知をした（甲29）。

20 (9) 被告黒兼及び被告原田は、令和2年10月頃、上記申立てにより社員総会の召集許可がなされ、それに基づく社員総会が開催された場合、理事権利義務者としての地位を失うのみならず、後任理事として選出される見込みもないことを認識するとともに、新たな理事による業務体制の下では、被告黒兼及び被告原田の意向に応じて本件各仮事務所における原告の事業運営に協力した被告牧谷らの従業員が不利益な取扱いを受けることを懸念した。

⁷ なお、上記申立人ら（77名の社員）は、社員総会招集許可の申立手続において、令和2年10月6日付け書面において、上記召集許可がなされた場合、社員総会において、前任理事とは全員が異なる15名の後任理事を選出する予定である旨を明らかにしていた（甲29）。

そこで、被告黒兼及び原告原田は、被告牧谷らに対し、上記懸念を示した上、退職希望者については令和2年10月末日をもって退職とすること、その場合には相当額の退職金を支給するほか、同日までに取得することのできなかった有給休暇及び代休の清算も行う旨を伝えたところ、被告牧谷らは、
5 同月15日頃、いずれも上記退職の意向を示した（乙1、12、丙1、丁4～5、13）。

(10) 被告黒兼及び被告原田は、被告牧谷らの上記意向を受けて、経理担当者であった被告牧谷に対し、労働基準監督署及び公共職業安定所に相談の上、原告の税務顧問先である森会計事務所の指導を受けながら、退職金規程（甲
10 3）及び各従業員の給与額に従った退職金等の算出を行うよう指示した⁸ところ、被告牧谷は、公共職業安定所から、被告牧谷らの退職事由については「事業主都合」に該当する旨の意見を受けた。もっとも、被告黒兼及び被告原田は、被告牧谷らに対する退職金の算定に当たっては、雇用者である原告の経済的負担を考慮し、退職事由をいずれも自己都合によるもの（退職金の算定係数は0.6）とした上で、被告牧谷らが、原告の理事ら間に対立が生じるなど組織体制に混乱状態が生じた状況の下で、令和2年8月上旬以降、本件各仮事務所での業務を余儀なくされながらも、特段の問題もなく業務を遂行したことなどを考慮し、退職金規程第4条第2号に基づき、特に功績があったものとして、それぞれ2割程度を増額することとし、有給休暇等の清算金の算定とも併せて調整するよう、被告牧谷及び森会計事務所に指示した
15 ところ、被告牧谷らに対する退職金等は、別紙「被告牧谷らに対する退職金等一覧表」記載のとおりとされた（甲11、乙12、丙1）。

(11) 上記のような経緯により、被告牧谷らは、令和2年10月31日付けで、原告を退職し、同年11月上旬頃までに、それぞれ退職金等として、別紙

⁸ 原告の退職金規程（甲3）では、従業員に対する退職金については、退職後3か月以内に支払わなければならないものとされていた。

「被告牧谷らに対する退職金等一覧表」記載のとおりを支払を受けた。

令和2年10月当時、原告の管理する別荘敷地内において、水道工事が行われていたことから、被告牧谷らの退職従業員のうち、現場業務を担当する被告綱島を含む一部の従業員は、上記退職日以降も、上記工事が終了した同年11月上旬頃まで、各担当業務に従事していたところ、被告牧谷らは、遅くとも同月7日頃までに、順次、業務を終了し、それぞれ貸与を受けて使用していた業務用パソコンについては、データの消去ないし初期化作業を行った後、原告に返還した。

なお、原告の運営する別荘事業に関する基幹情報（会員に関する個人情報、各別荘等の不動産管理情報及び水道情報等）については、本店事務所の共用パソコンにおいて管理、保存するものとし、随時の情報更新等についても、全て共用パソコンを通じて行うものとされていたところ、被告牧谷らの退職後、上記基幹情報については、共用パソコンに全て保存されていた（甲11、18、乙12、丁6、13）。

(12) 令和2年11月7日に開催された社員総会（11月総会）において、岡庭を含む15名の理事（以下「新理事」という。）が選出され、その後の理事会において、岡庭が原告の代表理事に就任した。

被告黒兼は、11月総会の結果等を受け、理事権利義務者として、新理事に対する業務の引き継ぎとして、引継資料等の整理及び引継書の作成を行うこととした。具体的には、令和2年11月7日以降、令和3年1月上旬頃にかけて、原告の実印、金庫の鍵、現金、通帳及び銀行印等の貴重品関係、パソコン等の備品関係、人事・給与等の総務関係及び会計帳簿等の経理関係の各資料、ID、パスワード等認証情報を含む各種マニュアル等を分類別に整理し、引継ぎリストを作成した上でこれらを引き渡したほか、上記引継書においては、経理及び総務関係、不動産及び水道管理関係等の各部門に宛てた事務処理上の説明文書（共用パソコンに導入されている別荘管理システム等

の操作の問合せ先を含む。)を添付した。また、上記引継書の末尾には、引継ぎに関する質問については、被告黒兼に問い合わせるよう求める旨の付記がなされていた(甲29、乙3～5、12、13)。

5 (13) 新理事は、令和2年11月7日以降、被告黒兼から上記引継書等を受領したが、被告黒兼に対し、上記引継書の記載内容に関する問合せをすることはなく、引継ぎ資料等の不足、欠損等について指摘をすることもなかった。

その一方で、新理事は、被告牧谷らの退職従業員から返還を受けた業務用パソコンを確認したところ、それらの一部が初期化等されていたことから、被告牧谷らが、退職に当たり、原告の業務に必要な情報等を意図的に消去等
10 したものと考え、上記業務用パソコンについて、専門業者に委託してデータの復旧作業を行った後、警察に被害届を提出するとともに、証拠物として上記業務用パソコンを提供し、その代替となる業務用パソコン(合計10台)を新たに購入した(甲14、17、37、乙12)。

(14) 原告は、令和5年7月31日、本件訴訟を提起した。

15 なお、被告黒兼は、7月総会においてなされた被告黒兼及び被告原田を含む7名の理事(当時の理事全員)を解任する旨の決議について、その手続等が定款の定め反する瑕疵があるほか、上記7名のうち、被告黒兼及び被告原田を含む5名の理事については、上記社員総会に先立つ同月29日に辞任し、理事権利義務者としての地位にあったとして、そのような既に理事でな
20 い者を解任することはできないから、上記5名を解任する決議部分は無効であるなどと主張し、上記決議の取消し又は無効を求める訴訟(神戸地方裁判所姫路支部令和2年(ワ)第655号)を提起したところ、同支部は、被告黒兼の請求のうち、被告黒兼及び被告原田を含む5名の理事を解任する旨の決議の無効を確認する限度で認容する旨の判決をしたが、控訴審(大阪高等裁判所令和4年(ネ)第1760号)では、令和5年4月27日、同判決中
25 原告敗訴部分を取り消して当該部分に係る上記請求を棄却する旨の判決がな

され、その後、同判決は確定した。

また、被告黒兼及び被告原田ほか1名は、11月総会においてなされた岡庭を含む15名を新たな理事として選出する等の決議について、その手続等が定款の定め反するなどの瑕疵があると主張し、上記決議の取消しを求め
5 5 訴訟（神戸地方裁判所姫路支部令和3年（ワ）第20号）を提起したところ、同支部は、被告黒兼及び被告原田ほか1名の請求を認容し、上記決議を取り消す旨の判決をしたが、控訴審（大阪高等裁判所令和3年（ネ）第2545号）では、令和4年4月27日、同判決を取り消して上記請求を棄却する旨の判決がなされ、その後、同判決は確定した（甲25～30）。

10 2 争点1（被告黒兼らが、本店事務所を閉鎖し、その事務所機能を本件各仮事務所に移転させたことは、被告らの共謀に基づく原告に対する業務妨害として、被告らの共同不法行為に該当するか）について

(1) 原告は、被告黒兼及び被告原田が、7月総会において理事を解任され、原告の業務執行上何らの権限も有しないことになったにもかかわらず、被告黒兼らは、令和2年8月上旬頃、本店事務所を独断的に閉鎖した上、本件仮事務所に事務所機能を移転させたとして、これは原告に対する業務妨害行為であり、それに支出した費用等については、原告の損害に該当する旨主張する。
15

(2) そこで検討すると、前記認定事実によれば、被告黒兼及び被告原田は、7月総会において、理事を解任する旨の決議を受けているところ、その後、被告黒兼が上記解任決議の効力を争って訴訟を提起したものの、最終的には上記解任決議は有効に成立したもの（被告黒兼の請求棄却）とする判決がなされ、これが確定したのであるから、被告黒兼及び被告原田は、上記解任決議をもって原告の業務執行に関与する権限を失い、事業運営に関与すべき義務も有しなかったことが確定したものと解される。したがって、被告黒兼及び被告原田が、令和2年8月上旬頃以降、本店事務所を閉鎖し、事務所機能を
20
25

移転させるなどしたことについては、特段の権限を有していたものではなく、そのような義務を負っていたものとも認められない。

しかしながら、7月総会では、被告黒兼及び被告原田を含む旧理事の全員が解任される一方で、新たな理事は選出されなかったところ、当時、原告の事業運営に係る業務執行を主導していた理事が被告黒兼及び被告原田であったことからすると、そのような被告黒兼及び被告原田が理事として解任され、原告の事業運営に関わることができないこととなれば、業務上の統括的な指揮監督者が事実上不在となり、原告における当面の業務に少なからず混乱が生じることが予想されたものといえることができる。加えて、被告黒兼と対立関係にあった旧理事の1人である宮部が、被告黒兼による不正経理の疑い等に対する調査と称して、経理部門の担当ではない従業員（被告綱島）に対し、勤務時間外に本店事務所に呼び出した上、経理担当者の使用する業務用パソコンにアクセスしたり、経理関係資料の開示することなどを要求し、これに疲弊した被告綱島が精神的に変調を来すという事態が生じたというのであって、本件全証拠を検討しても、上記のような調査を緊急的に行わなければならない具体的事情は見当たらないことからすると、宮部による上記のような要求行為は、理事としての立場を利用して、従業員に対して職務上義務のない行為を強要するものというほかなく、このような状況を放置した場合、原告の本来的な日常業務が停滞し、別荘を利用する会員等に多大な不利益が生じる事態になりかねないものであったというべきである。

上記のような事情に鑑みると、被告黒兼及び被告原田は、これまで原告の事業運営を主導的に行ってきた理事の立場にあった者として、少なくとも事業運営を引き継ぐことのできる新たな理事が選任される（自らが改めて理事として選任される場合を含む。）までの間、自らが引き続き事業運営を行うこととした上で、円滑な業務の遂行及び従業員の安全な職場環境を確保する観点から、宮部の介入を受けやすい本店事務所を閉鎖し、その事務所機能を

他所に移転することもやむを得ないものと判断し、その手段として本件各仮事務所の設置に至ったものと考えられるところ、このような判断等が不合理であるとはいえず、被告牧谷ら従業員の同意を得た上で実行されていることや、他により適切かつ具体的な対応方法があったともうかがわれない⁹ことからすると、上記移転等は、原告の業務継続に当たり最も適する方法であったというべきである。

(3) そうすると、被告黒兼及び被告原田が、令和2年8月上旬頃、本店事務所を閉鎖し、その事務所機能を本件各仮事務所に移転させ、以後、本件各仮事務所を通じて原告の事業運営を行ったことについては、民法697条1項の事務管理に該当するものと認めるのが相当であり、原告に対する不法行為に該当するものということとはできない。そして、前記認定事実によれば、被告黒兼及び被告原田は、上記移転の準備行為等として、本件各仮事務所の建物及び駐車場に係る賃貸借契約の締結、業務用パソコン等の移動その他必要な備品の整備を行ったところ、これらの準備行為等は、いずれも必要かつ相当なものであったと認められる。

したがって、原告が主張する「本店事務所の閉鎖に伴う損害」、「相生仮事務所開設等に伴う損害」及び「有年仮事務所開設等に伴う損害」（別紙「本件損害額整理一覧表」参照）は、いずれも被告らの不法行為に基づく原告の損害に該当するものと認めることはできない。

なお、原告は、被告黒兼らが、①7月総会後の令和2年8月以降も使用を続けたWi-Fiに関する使用料及び②交通費として支出した理事交通費については、被告黒兼らの不当利得に該当する旨主張するが、①については、そもそもWi-Fiは、本店事務所に設置された共用設備であることがうかがわれる

⁹ 原告は、本件訴訟において、被告黒兼らは、何らの権限もなく本店事務所を閉鎖し、本件仮事務所に事務所機能を移転させた旨主張するにとどまり、これによってその後の原告の事業運営において具体的にどのような支障が生じたのかについての指摘はなく、当時の状況において、原告の事業運営を特段の滞りなく継続するに当たり、他にどのような手段を講じることが適切であったかについても、何らの指摘はない。

上、被告黒兼らがそれを私的ないし独占的に使用していたなどの事実を認めるに足りる証拠はなく、②については、事務管理者として原告の事業運営上必要な費用であったと認められるから、原告の上記主張はいずれも採用することができない。

5 3 争点2 (被告黒兼及び被告原田が、8月総会及び12月総会の開催に向けて行った準備作業等は、被告らの共謀による原告に対する業務妨害に該当するものとして、原告に対する共同不法行為に該当するか)

10 (1) 原告は、被告黒兼及び被告原田が、7月総会において理事を解任され原告の業務執行上何らの権限も有しないことになったのみならず、被告黒兼らの呼びかけによっては社員総会の成立に必要な定足数を満たすことができないことは明らかであったにもかかわらず、8月総会及び12月総会の開催に向けた準備作業等を行ったことについては、違法な業務執行によって無用に財産を流出させたものであり、原告に対する不法行為に該当する旨主張する。

15 (2) しかしながら、前記認定事実のとおり、7月総会では、被告黒兼及び被告原田を含む当時の理事全員が解任される一方で、新たな理事は選出されなかったというのであるから、新たな理事を選出するための社員総会を開催する必要が高い状況にあったことは明らかである。また、被告黒兼及び被告原田が7月総会において理事を解任されたことによって、理事としてはもとより、理事権利義務者としての地位を有しないことを前提にしたとしても、原告の社員としての地位を有するのであるから、定款所定の手続を経て社員総会を開催することは可能であったというべきであり、被告黒兼らの呼びかけによる場合に、社員総会の招集手続を行うまでもなく、定足数を満たす社員総会が成立する可能性が全くないことが明らかな状況にあったことを認めるに足りる証拠もない(8月総会において、定足数に達しなかったことは、結果論というべきである。)。そうすると、前記説示のとおり、当時、原告において社員総会を開催する必要が高い状況にあったことにも鑑みると、被告黒

20

25

兼及び被告原田が、原告の事務として社員総会の開催に向けた準備作業等を行うことが不当であったとはいえず、他に社員総会の開催に向けて準備が行われていることを認識しながら、専ら対抗的な考えからあえて意図的に重複した準備作業に及んだなど、不要な費用支出であることをうかがわせるような事情も見当たらない¹⁰。そして、被告黒兼及び被告原田が行った上記準備作業等は、社員総会の開催に向けた案内文書の印刷やはがき、封筒等の購入、それらの送付、会場準備費用等であり（別紙「本件損害額整理一覧表」の「8月総会開催関係費」、「12月総会開催関係費」参照）、最低限必要な費用の支出範囲にとどまっていることを考えると、原告の経済的負担を十分に考慮したものとして、最も利益に適合した方法によるものと解して差し支えないというべきである。

(3) そうすると、被告黒兼らが、8月総会及び12月総会の開催に向けて行った準備作業等については、民法697条1項の事務管理に該当するものと認めるのが相当であり、原告に対する不法行為に該当するものということとはできない。したがって、原告が主張する「8月総会に係る損害」、「12月総会に係る損害」（別紙「本件損害額整理一覧表」参照）は、いずれも被告らの不法行為に基づく原告の損害に該当するものと認めることはできない。

4 争点3（被告牧谷らが、令和2年10月末をもって退職するに当たり、退職金及び有給休暇等に係る清算金を受領したことは、原告の財産を違法、不当に流出させる不法行為ないし不当利得に該当するものであり、当該不法行為は被告らの共謀によるものであるとして、被告らは原告に対する共同不法行為責任等を負い、被告牧谷らは不当利得返還義務を負うか）について

¹⁰ 被告黒兼及び被告原田が、12月総会の開催に向けた準備作業等を行っていた一方で、原告の現在の代表理事である岡庭らは、令和2年9月～10月頃、11月総会の開催に向けて準備を行っていたことが認められるが、被告黒兼及び原告原田は、当初、それを認識していなかったところ、同年10月頃、11月総会の開催に向けて行われていた社員総会招集許可の申立手続を通じてそれを認識した後は、12月総会の開催については断念し、特段の準備作業等も行っていないことがうかがわれる（甲29、乙12、弁論の全趣旨）。

5 (1) 原告は、被告黒兼及び被告原田が、7月総会において理事を解任され、原告の業務執行上何らの権限も有しないことになったにもかかわらず、理事権利義務者であった被告川間もこれに同調して、令和2年10月末をもって原告を退職することとなった被告牧谷らに対し、退職金を支給等したことは違法であり、また、被告牧谷らは、同年8月上旬以降の本店事務所の閉鎖及び本件各仮事務所における業務がいずれも違法であることを認識しながら、これに協力したものであり、懲戒解雇処分を受けるべきでありながら、退職金等を受領したものとして、被告黒兼らと共同不法行為責任を負うべきであり、そうでないとしても、上記退職金等相当額については、不当利得として返還すべきである旨主張する。

10 (2) そこで検討すると、前記認定事実によれば、被告黒兼及び被告原田は、令和2年10月頃、被告牧谷らが同月末をもって原告を退職する意向を示したことを受けて、経理担当者に対し、被告牧谷らに対する退職金の算定及び有給休暇等の清算を行うよう指示したことが認められる。もっとも、被告黒兼及び被告原田は、7月総会において理事を解任されたことにより、同年10月当時、理事権利義務者としての地位も有していなかったことになるから、上記のような指示を行うべき職務上の権限ないし義務を有していなかったものと認められる。

15 20 25 しかしながら、被告牧谷らを雇用していた原告としては、被告牧谷らが退職をするになった以上、被告牧谷らに対しては、退職金規定に従い、速やかに退職金を支払うべき義務があるところ、前記認定事実によれば、上記当時、原告には理事が存在しない（7月総会において当時の理事は全員が解任され、被告牧谷らが退職するまでに他に理事は選任されていない。）状況にあったことのほか、被告牧谷らに対する退職金の支給等を11月総会において選任される理事の判断に委ねるとしても、選任が予想される新理事と被告

黒兼らとの対立状況¹¹に鑑みれば、被告黒兼らに協力した被告牧谷らに対して適切な退職金の支給等がなされないおそれは十分にあったというべきである¹²。そうすると、被告黒兼及び被告原田が、被告牧谷らに対する退職金の算定等をするよう指示したことは、自らの権限ないし義務に属しない他人の事務を行ったことになるものの、退職することが決定した従業員に対する退職金の算定等に係る事務は、雇用者として当然の義務であり、これを怠ることは原告の団体としての社会的信用を損なうものであることからすると、速やかに退職金規定に従った適切な退職金の支給等を行おうとすることは、原告の最も利益に適合した事務処理であったと認めるのが相当である。

なお、前記認定事実によれば、被告黒兼及び被告原田は、被告牧谷らの退職金の算定に当たり、雇用者である原告の経済的負担を考慮した上で、自己都合による退職とした上で、それぞれの退職金を2割程度加算しているところ（別紙「被告牧谷らに対する退職金等一覧表」参照）、被告牧谷らが、令和2年8月上旬以降、原告の理事らの対立関係に巻き込まれ、本店所在地から離れた本件各仮事務所における業務を余儀なくされたことなどを考えると、上記加算が不合理なものであったとはいえず、上記退職金の算定等の指示が原告の事務処理として最も利益に適したものであったことを左右するものとは解されない。また、被告牧谷らの退職に当たっては、それぞれの退職金の算定に加え、有給休暇等の清算も行われているところ、一般的に見ても、従業員の退職に当たり、勤務先の都合により従業員が退職日までに有給休暇や代休を取得することができ場合において、上記のような清算が行われることは実務上見られるものであり、これが違法であることを認めるに足りる法的根拠は見当たらない。したがって、被告黒兼及び被告原田が、被告牧

¹¹ 被告黒兼及び被告原田を含む旧理事を全員解任した7月総会と、新たに15名の理事（新理事）を選任した11月総会は、密接に連動しているものと考えられる（甲8）。

¹² 現に、原告は、本件訴訟において、被告牧谷らに対し、被告牧谷らについては、被告黒兼らとの意向に従って本件各仮事務所において業務に従事したことが原告に対する業務妨害行為であり、懲戒解雇事由に該当するものである旨主張している。

谷らに対し、有給休暇等の清算を行ったことについても、退職金の支給と同じく、原告の事務処理として最も利益に適したものであったことを左右するものということとはできず、本件全証拠を検討しても、その算定方法及び金額が不合理、不相当であることを認めるに足りない¹³。

- 5 (3) そうすると、被告黒兼及び被告原田が、被告牧谷らが令和2年10月末をもって退職するに当たり、被告牧谷らの退職金の算定等を指示し、その支給等を行ったことについては、民法697条1項の事務管理に該当するものと認めるのが相当であり、原告に対する不法行為に該当するものということとはできない。そして、被告黒兼及び被告原田による被告牧谷らに対する退職金
10 の支給等が不法行為に該当しないのであれば、被告牧谷らの退職金等の受領が不当利得に該当するものでないことも明らかである。

なお、原告は、被告牧谷らについては、別紙「原告の主張する被告牧谷らの懲戒事由について」の「原告の主張」記載のとおり各懲戒事由があり、懲戒解雇を受けるべき立場にあり、そのような従業員については、退職金規程上、受領した退職金の返還義務が定められているとして、被告牧谷らに対し、それぞれが受領した退職金相当額は、不当利得に該当する旨主張するが、いずれも採用することができない。その理由は、上記別紙の「当裁判所の判断」記載のとおりである。したがって、原告の上記主張によっても、被告牧谷らによる各退職金の受領がいずれも不当利得に該当するものでないとする上記判断は何ら左右されない。

5 争点4（被告牧谷らが業務用パソコンを返還するに当たり、保存データを消

¹³ なお、原告は、被告牧谷らに支払われた有給休暇等の清算金について、当時、取得可能であった有給休暇等の日数を超えて算定した疑いがある旨主張する。しかしながら、原告が、被告牧谷らに支払われた上記清算金について、就業規則上の定め（甲2）に照らして不当に過大であるというのであれば、客観的な資料その他の確な証拠をもって、被告牧谷らの退職当時の基本給、有給休暇等の日数を具体的に指摘した上で、過大受領（不当利得）となるべき金額を示すべきところ、そのような指摘、立証はなされていない。そして、前記認定事実によれば、被告牧谷らに支払われた上記清算金の算定に当たっては、原告の税務顧問である会計事務所の指導の下で行われていることからすると、原告が疑うような算定（基本給や勤続年数の過大計上）がなされているものとは認められず、原告の上記主張は採用することができない。

去ないし初期化等の処理を行ったことは、被告らの共謀に基づく業務妨害として原告に対する共同不法行為に該当するか) について

5 (1) 原告は、被告牧谷らが、令和2年10月末をもって退職する当たり、それぞれに貸与され、使用していた業務用パソコンについて、初期化等の処理を行ったことは、原告の事業運営に必要なデータを消去し、原告の業務を妨害する目的で行われたものであり、いずれも被告らの共謀によるものであって、原告に対する共同不法行為に該当する旨主張する。

10 (2) しかしながら、前記認定事実によれば、原告の運営する別荘事業に関する基幹情報（会員に関する個人情報、各別荘等の不動産管理情報及び水道情報等）については、本店事務所の共用パソコンにおいて管理、保存するものとし、随時の情報更新等についても、全て共用パソコンを通じて行うものとされていたというのである。そうすると、被告牧谷らが貸与を受けて使用していた業務用パソコンについては、上記共用パソコンとアクセスすることにより、日常業務において必要な情報を取得したり、更新や変更等が必要になった情報を入力等するに当たって使用されていたものであり、上記各業務用パソコンにおいて保存されていたデータについても、上記のような日常業務上の作業に伴って個々に一時的ないしバックアップ的に保存されていたにとどまるものと考えられるところ、現に、被告牧谷らの退職後、原告の事業運営に必要な基幹情報については、共用パソコンに全て保存されていたことが認められる¹⁴。また、一般的に考えても、従業員が勤務先から貸与を受けて使用する業務用パソコンについて、異動ないし退職等に伴って返還を求められる場合において、個人的な情報も含めて、引き継ぐべきデータ等以外については全て消去するよう指示されることは、実務上よく見られるものであるこ

¹⁴ なお、原告によれば、被告牧谷らに貸与していた業務用パソコンについて、外部業者に委託してデータの復旧作業を行ったというのであるが、原告の事業運営上必要な基幹情報その他重要な機密情報等として、本来、共用パソコンに保存、管理されるべきものが業務用パソコンに保存、管理され、それが削除されていたなどの指摘は見当たらない（弁論の全趣旨）。

とからすれば、被告牧谷らの上記初期化等の処理が特段不自然、不合理であるということとはできないし、当時の以前より、原告の従業員に対し、業務用パソコンの返還に当たっては、保存データの内容、種類等を問わず、一切消去することのないよう指示、周知されていた事実を認めるに足りる証拠もない。

そうすると、被告牧谷らが、それぞれの退職に伴い、貸与を受けていた業務用パソコンを返還するに当たり、初期化等の処理を行ったことが、原告に対する業務妨害に該当するものとは認められない。

(3) 次に、原告は、被告黒兼らが、11月総会において新理事が選任された後、原告の事業である別荘の運営管理上必要な別荘管理システムに係る操作説明について、必要な引継ぎを行わなかったことにより、当該システムの保守管理業者から、別途、上記操作説明を求める業務を委託せざるを得なかったとして、それに要した費用相当額の損害を被った旨主張する。

しかしながら、前記認定事実によれば、被告黒兼は、新理事に対する業務の引継ぎとして、令和2年11月7日以降、令和3年1月上旬頃にかけて、原告の実印等の貴重品関係、パソコン等の備品関係、総務関係及び経理関係の各資料、ID、パスワード等認証情報を含む各種マニュアル等を分類別に整理し、引継ぎリストを作成した上でこれらを引き渡したほか、各事業部門に宛てた事務処理上の説明文書（共用パソコンに導入されている別荘管理システム等の操作の問合せ先を含む。）を添付した引継書を順次作成し、それぞれの引継書の末尾において、引継ぎに関する質問についての問合せ先（被告黒兼宛て）も付記していたところ、新理事から上記問合せを受けることはなく、引継ぎ資料等の不足、欠損等について指摘されることもなかったというのである。これらの事実等によれば、被告黒兼は、新理事に対し、従前の理事として、原告の業務継続に必要な引継ぎを行っていたものと認めるのが相当であり、新理事が、別荘管理システムの使用に当たり、被告黒兼に対し

て上記問合せ等をする事なく、あえて保守管理業者に操作等の説明を求めたことは、新理事による独自の判断に基づくもの¹⁵と解されるのであって、被告黒兼の引継ぎ（内容、方法）が著しく不適切なものであったことを根拠付けるものとはいえない。

5 6 結論

よって、原告の被告らに対する請求については、いずれも全部棄却すべきである¹⁶。

神戸地方裁判所姫路支部

10

裁 判 官

井 上 博 喜

¹⁵ 新理事としては、対立関係にあった従前の理事に問合せをするよりも、保守管理業者から、初歩的な事項も含めて、直接に操作説明を受けることが望ましいと判断したとも考えられるところであり、そのような場合の委託費用の支出が不要なものであるとはいえず、原告の損害に該当するものとはいえない。

¹⁶ なお、原告は、被告黒兼らに対し、不法行為に基づく損害賠償を請求する部分については、選択的に債務不履行（善管注意義務違反）に基づく損害賠償も請求しているが、被告黒兼らに対する不法行為に基づく損害賠償請求に関する上記認定判断と異なるものではないから、別途検討する必要はなく、原告の請求が認められない結論に変わりはない。

(別 紙)

当事者目録

兵庫県赤穂郡上郡町梨ヶ原 1 1 6 4 番地

5 原 告 一般社団法人播磨自然高原クラブ
上記代表者監事¹⁷ 神 戸 壽
上記代表者代表理事¹⁸ 岡 庭 晋 司
上記訴訟代理人弁護士 吉 田 圭 孝

10 兵庫県加古川市尾上町口里 4 9 2 - 1 Mプラザ加古川参番館 1 2 0 9 号

被 告 黒 兼 正 博
(以下「被告黒兼」という。)

上記訴訟代理人弁護士 村 治 規 行

兵庫県西宮市津門住江町 8 - 1 6 - 3 1 8

15 被 告 原 田 耕 太 郎
(以下「被告原田」という。)

上記訴訟代理人弁護士 山 浦 美 紀

兵庫県赤穂郡上郡町梨ヶ原 1 1 6 9 - 1 4 6

20 被 告 川 間 清 秀
(以下「被告川間」という。)

上記訴訟代理人弁護士 宮 藤 幸 一

兵庫県相生市栄町 2 - 2 7

被 告 牧 谷 治 美
(以下「被告牧谷」という。)

¹⁷ 被告黒兼、被告原田及び被告川間との関係において、本件訴訟上の原告の代表者

¹⁸ 被告牧谷、被告藤田、被告笹山、被告川渕、被告網島及び被告永田との関係において、本件訴訟上の原告の代表者

兵庫県赤穂市西有年3021番地246

被 告 藤 田 久 志

(以下「被告藤田」という。)

兵庫県赤穂市片浜町3番地1

5 被 告 笹 山 信 一

(以下「被告笹山」という。)

兵庫県赤穂郡上郡町高田台7丁目4番2

被 告 川 渕 賢 治

(以下「被告川渕」という。)

10 上記4名訴訟代理人弁護士 石 塚 順 平

同 大 多 和 優 子

兵庫県赤穂郡上郡町山野里1146番地14

被 告 綱 島 勝 也

(以下「被告綱島」という。)

15 兵庫県相生市旭1丁目5番14号

被 告 永 田 美 和

(以下「被告永田」という。)

上記2名訴訟代理人弁護士 土 居 由 佳

以 上

(別紙)

被告牧谷らに対する退職金等一覧表

		被告牧谷	被告藤田	被告笹山	被告川淵	被告網島	被告永田
退職金支給額	(内訳)	¥2,199,492	¥1,076,693	¥1,781,310	¥1,214,470	¥611,035	¥370,215
	×0.6相当額	¥1,649,492	¥806,693	¥1,331,310	¥904,470	¥451,035	¥270,215
	増額分	¥550,000	¥270,000	¥450,000	¥310,000	¥160,000	¥100,000
有給休暇の精算額		¥514,972	¥452,342	¥648,720	¥468,393	¥397,698	¥220,968
代休の精算額		¥919,022	¥804,510	¥192,861	¥540,152	¥146,952	¥171,405
総支給額		¥3,633,486	¥2,333,545	¥2,622,891	¥2,223,015	¥1,155,685	¥762,588

原告の主張する被告牧谷らの懲戒事由について

原告の主張		当裁判所の認定判断
	主張事実	
①	被告牧谷らは、被告黒兼らと共に謀の上、令和2年10月末をもって退職する当たり、それぞれに貸与され、使用していた業務用パソコン（合計7台）について、原告の事業運営に必要なデータを消去し、原告の業務を妨害する目的で、初期化等の処理を行った。上記データ消去は、電子計算機損壊等業務妨害罪に該当する犯罪行為であり、懲戒解雇事由に該当する。	本判決の争点4（19頁以下）において認定説示したとおり、原告の事業運営に必要な基幹情報等については、共用パソコンにおいて保存、管理されていることになっていたのであり、被告牧谷らが、退職に当たり、それぞれ貸与等されていた業務用パソコンを初期化等したことにより、原告の事業運営に支障が生じるものではなく、違法でもなければ、内規等に反するものでもない。
②	被告牧谷らは、被告黒兼らと共に謀の上、令和2年8月5日から同年11月7日までの間、本来、勤務すべき本店事務所に出勤せず、無断欠勤を続けた。3日以上は無断欠勤は、懲戒解雇事由に該当する。	本判決の争点1（12頁以下）において認定説示したとおり、被告牧谷らは、令和2年8月5日以降、本件各仮事務所において、従前とおりの担当業務に従事していたものであり、無断欠勤等に該当するものではなく、原告の事業運営に特段の支障、停滞等が生じたとも認められない。
③	被告牧谷らは、被告黒兼らと共に謀の上、被告牧谷らの退職が「自己都合」によるものであったにもかかわらず、公共職業安定所に対し、「事業主都合」による退職である旨申し出、失業給付金を受給した。これは、失業給付金の不正受給であり、詐欺罪に問われかねない行為であり、懲戒解雇事由に該当する。	本判決の認定事実によれば、被告牧谷らは、公共職業安定所に対し、被告牧谷らの退職金の算定等に関する相談を行ったところ、被告牧谷らの退職事由については「事業主都合」によるものと解して差し支えない旨の意見を受けたというのである。そうすると、被告牧谷らが、公共職業安定所に対し、それぞれの退職事由を「事業主都合」によるものとして失業給付金の受給手続を行ったことについて、不正受給の意図、目的に基づくものということとはできない。
④	被告笹山及び被告藤田は、水道施設の保守、管理を担当していたところ、遅くとも令和2年6月の時点において、有効期限切れの水道メーターの存在を認識したにもかかわらず、その取替を放置したまま、同年10月末に退職し、後任者にも引継ぎをしなかった。これは、原告に対する背任行為ないしそれに準ずる行為であり、懲戒解雇事由に該当する。	本件全証拠その他本件に現れた一切の事情を検討しても、原告の主張する事実関係を認めるに足りない。
⑤	被告綱島は、平成29年4月、原告の雇用を受けるに当たり、過去に飲酒運転により検挙されたことがあるにもかかわらず、それを隠していた。これは、重要な経歴の虚偽申告であり、懲戒解雇事由に該当する。	証拠（丁13、被告綱島本人）によれば、被告綱島は、平成29年4月、原告の雇用を受けるに当たり、原告の指摘する事実については、自ら申告していたというのであり、原告の主張する事実を認めることはできない。
⑥	被告綱島は、令和2年9月から同年10月にかけて、原告がその当時に訴訟代理人として選任していた弁護士に対し、インスタグラムにおいて悪質な誹謗中傷を繰り返した。これは、名誉毀損罪に該当する犯罪行為であり、懲戒解雇事由に該当する。	証拠（丁13、被告綱島本人）によれば、被告綱島が、原告の指摘するような投稿行為に及んだ事実はないというのであり、他に原告の主張事実を認めるに足りる証拠はない。

本件損害額整理一覧表

本店事務所の閉鎖等に伴う損害等			不法行為に基づく損害関係			不当利得に基づく損失関係			不法行為に基づく損害関係(被告理事ら認否)			不当利得に基づく損失関係		
番号	損害等項目	主張金額	該当金額	証拠	原告の主張要旨	該当金額	証拠	原告の主張要旨	認否	証拠	被告黒兼らの反論要旨	認否	証拠	被告黒兼らの反論要旨
①	「窓口閉鎖のお知らせ」に係る別納郵便代(R2.8.13)	¥77,002	¥77,002	甲20の1	定款変更・理事会決議なし(法令違反・定款違反) 業務執行権限なし、民法654条の適用なし、事務管理不成立	¥0			否認	乙2、乙6、乙8、乙10、丁1~4	業務執行権限あり、民法654条の適用、事務管理成立、管理事務所での業務妨害のため仮事務所への移転の必要性あり。仮事務所でも業務を遂行していた。			
②	解任された前執行理事用Wi-Fi使用料 リンクライフへの支払	¥5,576	¥5,576	甲18・5頁	同上	¥5,576	甲18・5頁	被告黒兼・被告原田・被告川間の受益あり 法律上の原因なし(業務執行権限なし、民法654条の適用なし、事務管理不成立)	否認	甲18・7頁	・理事らはWi-Fi機器の貸与は受けていない。甲18・7頁を見れば、「ライフ(リンクライフ)山の家、ゲート、ゲート」とあり、法人のたの費用であり、理事らは何ら使用していない。 ・山の家レストランで使用されていたものと思われる。	否認	甲18・7頁	・理事らはWi-Fi機器の貸与は受けていない。甲18・7頁を見れば、「ライフ(リンクライフ)山の家、ゲート、ゲート」とあり、法人のたの費用であり、理事らは何ら使用していない。 ・山の家レストランで使用されていたものと思われる。
③	無権限者が勝手に窓口閉鎖した時の「事務所窓口閉鎖について」の後納郵便代(R2.9.23)	¥62,086	¥62,086	甲20の2	同上	¥0			否認	①に同じ	①に同じ			
④		¥569	¥569	甲20の2	同上	¥0			否認	①に同じ	①に同じ			
⑤	解任された前執行理事用Wi-Fi使用料 リンクライフへの支払(R2.9.28)	¥5,576	¥5,576	甲18・7頁	同上	¥5,576	甲18・7頁	被告黒兼・被告原田・被告川間の受益あり 法律上の原因なし(業務執行権限なし、民法654条の適用なし、事務管理不成立)	否認	甲18・7頁	②に同じ	否認	甲18・7頁	②に同じ
⑥	「窓口緊急閉鎖について」2650枚分の田中印刷への支払(R2.9.30)	¥26,400	¥26,400	甲20の3	同上	¥0			否認	①に同じ	①に同じ			
⑦	宛名ラベル677枚分の田中印刷への支払(R2.9.30)	¥7,480	¥7,480	甲20の3	同上	¥0			否認	①に同じ	①に同じ			
⑧	前理事交通費8月～10月分(R2.10.27)	¥115,165	¥115,165	甲20の4	同上	¥115,165	甲20の4	被告黒兼・被告原田・被告川間の受益あり 法律上の原因なし(業務執行権限なし、民法654条の適用なし、事務管理不成立)	否認	乙11	甲20の4「理事交通費5～10月」と記載されているだけで、被告理事らが使用した分が不明である。理事の交通費は、「役員交通費及び実費の支給に関する基準」(乙11)に基づき支給されている。	否認	乙11	甲20の4「理事交通費5～10月」と記載されているだけで、被告理事らが使用した分が不明である。理事の交通費は、「役員交通費及び実費の支給に関する基準」(乙11)に基づき支給されている。
⑨	解任された前執行理事用Wi-Fi使用料 リンクライフへの支払(R2.10.27)	¥5,576	¥5,576	甲19・1頁	同上	¥5,576	甲19・1頁	同上	否認	甲18・7頁	②に同じ	否認	甲18・7頁	②に同じ
⑩	解任された前執行理事用Wi-Fi使用料 リンクライフへの支払(R2.11.27)	¥5,576	¥5,576	甲19・4頁	同上	¥5,576	甲19・4頁	同上	否認	甲18・7頁	②に同じ	否認	甲18・7頁	②に同じ
⑪	令和2年11月7日の新理事選出後に閉鎖されていた播磨自然高原クラブ事務所を再開する時に要した鍵交換費用(R2.12.25)	¥64,900	¥64,900	甲20の5	同上	¥0			不知		鍵交換の必要性が不明である。			
⑫	解任された前執行理事用Wi-Fi使用料 リンクライフへの支払(R2.12.28)	¥5,576	¥5,576	甲19・6頁	同上	¥5,576	甲19・6頁	被告黒兼・被告原田・被告川間の受益あり 法律上の原因なし(業務執行権限なし、民法654条の適用なし、事務管理不成立)	否認	甲18・7頁	②に同じ	否認	甲18・7頁	②に同じ
⑬	解任された前執行理事用Wi-Fi使用料 リンクライフへの支払(R3.1.27)	¥5,576	¥5,576	甲19・7頁	同上	¥5,576	甲19・7頁	同上	否認	甲18・7頁	②に同じ	同上	甲18・7頁	②に同じ
	上記合計額	¥387,058	¥387,058			¥148,621						¥0		

本件損害額整理一覧表

番号	相生仮事務所開設等に伴う損害 損害等項目	主張金額	不法行為に基づく損害関係			不当利得に基づく損失関係			不法行為に基づく損害関係			不当利得に基づく損失関係		
			該当金額	証拠	原告の主張要旨	該当金額	証拠	原告の主張要旨	該当金額	証拠	被告黒兼らの反論要旨	認否	証拠	被告黒兼らの反論要旨
①	契約敷金 (R2.8.11)	¥100,000	¥100,000	甲21の1・2	定款変更・理事会決議なし(法令違反・定款違反) 業務執行権限なし、民法654条の適用なし、事務管理不成立	¥0			否認	乙2、乙10、 丁1~4	仮事務所の開設は法人の業務遂行に必要不可欠であった。敷金は後に返還される原告の資産であり、損害にはならない。仮事務所業務を遂行していた。			
②	相生仮事務所契約 大西 8月分家賃 振込料 (R2.8.11)	¥46,940	¥46,940	甲21の1・2	同上	¥0			否認	同上	仮事務所の開設は必要不可欠であった。			
③		¥880	¥880	甲21の1・2	同上	¥0			否認	②に同じ	②に同じ			
④	共栄商事 仲介料 振込料 (R2.8.11)	¥69,300	¥69,300	甲21の1・2	同上	¥0			否認	②に同じ	②に同じ			
⑤		¥440	¥440	甲21の1・2	同上	¥0			否認	②に同じ	②に同じ			
⑥	相生駐車場 3ヶ月分 IHIビジネスサービスへの支払 (R2.8.11)	¥127,050	¥127,050	甲21の3・4	同上	¥0			否認	②に同じ	②に同じ			
⑦	事務用品代 アスクルへの支払 (R2.8.14)	¥35,099	¥35,099	甲21の5・6	同上	¥0			否認		事務用品は仮事務所の業務でなくとも必要。			
⑧	キャノン コピー&ファックス メンテ代 (R2.8.24)	¥67,782	¥67,782	甲21の7	同上	¥0			否認		・相生事務所で使用されたものではなく、管理事務所(上郡)で使用されたものである。 ・メンテは仮事務所の業務でなくとも必要。			
⑨	相生仮事務所契約 プリンター代 (R2.8.25)	¥36,195	¥36,195	甲21の8	同上	¥0			否認	②に同じ	②に同じ			
⑩	ヤフーショッピング 交換トナー代 (R2.8.26)	¥33,327	¥33,327	甲21の9・10	同上	¥0			否認	②に同じ	②に同じ			
⑪	事務用品代 アンゼイOAへの支払 (R2.8.31)	¥51,480	¥51,480	甲21の11・12	同上	¥0			否認		・相生事務所で使用されたものではなく、管理事務所(上郡)で使用されたものである。 ・メンテは仮事務所の業務でなくとも必要。			
⑫	地代家賃 (株)オカダへの支払 (R2.8.31)	¥69,300	¥69,300	甲21の13	同上	¥0			否認	②に同じ	②に同じ			
⑬	相生仮事務所 LEDライト (R2.9.4)	¥14,550	¥14,550	甲21の14・15	同上	¥0			否認	②に同じ	②に同じ			
⑭	ミニボディアカメラ代 (R2.9.9)	¥25,980	¥25,980	甲21の16	同上	¥0			否認		事務用品は仮事務所の業務でなくとも必要。			
⑮	事務用品代 アスクルへの支払 (R2.9.9)	¥82,569	¥82,569	甲21の17・18	同上	¥0			否認		・事務用品は仮事務所の業務でなくとも必要。 ・使い切っておらず、残りを返却済みである。			
⑯	NTT相生仮事務所電話取付代 (R2.9.30)	¥13,310	¥13,310	甲21の19・20	同上	¥0			否認	②に同じ	②に同じ			
⑰	ドアホン設置代 (R2.9.30)	¥29,000	¥29,000	甲21の21	同上	¥0			否認	②に同じ	②に同じ			
⑱	地代家賃 (株)オカダへの支払 (R2.9.30)	¥69,300	¥69,300	甲21の22	同上	¥0			否認	②に同じ	②に同じ			
⑲	ラベルシール代 (R2.10.8)	¥26,161	¥26,161	甲21の23	同上	¥0			否認		・事務用品は仮事務所の業務でなくとも必要。 ・使い切っておらず、残りを返却済みである。			
⑳	ルーター代 (R2.10.8)	¥3,980	¥3,980	甲21の24	同上	¥0			否認	②に同じ	②に同じ			
㉑	事務用品代 アスクルへの支払 (R2.10.14)	¥58,329	¥58,329	甲21の25・26	同上	¥0			否認		・事務用品は仮事務所の業務でなくとも必要。 ・使い切っておらず、残りを返却済みである。			
㉒	相生仮事務所閉鎖時の村田電気へのごみ処分費代 (R2.10.30)	¥82,500	¥82,500	甲21の27・28	同上	¥0			否認	②に同じ	②に同じ 甲21の27は、書証判断不能。			
㉓	地代家賃 (株)オカダへの支払 (R2.10.30)	¥69,300	¥69,300	甲21の28	同上	¥0			否認	②に同じ	②に同じ			
㉔	10月1日から10月31日までの料金後納利用額代 (R2.11.20)	¥232,643	¥232,643	甲21の29	同上	¥0			否認		郵便代は仮事務所の業務でなくとも必要。内訳もなく、何の費用かも不明。			
	上記合計額	¥1,345,415	¥1,345,415			¥0								

本件損害額整理一覧表

有年仮事務所開設等に伴う損害			不法行為に基づく損害関係				不当利得に基づく損失関係				不法行為に基づく損害関係				不当利得に基づく損失関係			
番号	損害等項目	主張金額	該当金額	証拠	原告の主張要旨	該当金額	証拠	原告の主張要旨	該当金額	証拠	被告黒兼らの反論要旨	認否	証拠	被告黒兼らの反論要旨				
①	タカセ不動産への有年仮事務所賃貸時の礼金支払(R2.8.21)	¥48,000	¥48,000	甲22の1・2、甲18・3頁	定款変更・理事会決議なし(法令違反・定款違反) 業務執行権限なし、民法654条の適用なし、事務管理不成立	¥0			否認	Z2、Z10、T1~4	仮事務所の開設は法人の業務遂行に必要不可欠であった。仮事務所で業務を遂行していた。							
②	タカセ不動産への有年仮事務所地代家賃日割(8.24~9.30)支払(R2.8.21)	¥62,905	¥62,905	甲22の1・2、甲18・3頁	同上	¥0			否認	同上	同上							
③	タカセ不動産への有年仮事務所駐車場代支払(R2.8.21)	¥10,065	¥10,065	甲22の1・2、甲18・3頁	同上	¥0			否認	同上	同上							
④	タカセ不動産への有年仮事務所駐車場代支払(R2.8.21)	¥29,000	¥29,000	甲22の1・2、甲18・3頁	同上	¥0			否認	同上	同上							
⑤	タカセ不動産への有年仮事務所賃貸仲介料支払(R2.8.21)	¥61,600	¥61,600	甲22の1・2、甲18・3頁	同上	¥0			否認	同上	同上							
⑥	タカセ不動産への有年仮事務所賃貸時の火災保険料支払(R2.8.21)	¥10,300	¥10,300	甲22の3、甲18・4頁	同上	¥0			否認	同上	同上							
⑦	タカセ不動産への有年仮事務所家賃支払(R2.9.30)	¥58,000	¥58,000	甲22の4、甲18・8頁	同上	¥0			否認	同上	同上							
上記合計額		¥279,870	¥279,870			¥0			¥0									

8月総会開催関係費			不法行為に基づく損害関係				不当利得に基づく損失関係				不法行為に基づく損害関係				不当利得に基づく損失関係			
番号	損害等項目	主張金額	該当金額	証拠	原告の主張要旨	該当金額	証拠	原告の主張要旨	該当金額	証拠	被告黒兼らの反論要旨	認否	証拠	被告黒兼らの反論要旨				
①	8月総会に係る印刷費等を田中印刷に支払ったもの 社員総会資料一式、ハガキ代、郵送料、目隠しシール代(R2.8.13)	¥318,780	¥318,780	甲23の1・2、甲18・3頁	・業務執行権限なし ・総会が成立し議案が可決される可能性が皆無 ・議案内容、及び解任総会の蒸し返しなので、「急迫の事情」「必要な処分」に該当しない(民法654条) ・事務管理不成立	¥0			否認	Z6、Z8	決算の承認もできず、理事の員数が欠け、権利義務理事の川間を含め理事らは、総会を開催・準備する必要があった。							
②		¥45,360	¥45,360			¥0			否認									
③		¥139,180	¥139,180			¥0			否認									
④		¥32,946	¥32,946			¥0			否認									
⑤	当該総会に係る会場代・会議室代を支払ったもの	¥1,500	¥1,500	同上		¥0			否認	同上								
⑥		¥9,000	¥9,000			¥0			否認									
上記合計額		¥546,766	¥546,766			¥0			¥0									

12月総会開催関係費			不法行為に基づく損害関係				不当利得に基づく損失関係				不法行為に基づく損害関係				不当利得に基づく損失関係			
番号	損害等項目	主張金額	該当金額	証拠	原告の主張要旨	該当金額	証拠	原告の主張要旨	該当金額	証拠	被告黒兼らの反論要旨	認否	証拠	被告黒兼らの反論要旨				
①	「社員の皆様へ定時社員総会」650枚分の田中印刷への支払(R2.9.30)	¥14,850	¥14,850	甲20の3	・業務執行権限なし ・総会が成立し議案が可決される可能性が皆無 ・新理事選任が間近であり、総会開催の必要性なし ・議案可決の見込なく、開催の必要性もないので、「急迫の事情」「必要な処分」に該当しない(民法654条) ・事務管理不成立	¥0			否認	Z6、Z8	決算の承認もできず、理事の員数が欠け、権利義務理事の川間を含め理事らは、総会を開催・準備する必要があった。	¥0						
②	無権限者が12月に勝手に定時社員総会を開催しようとした時の印刷費用であり、不当・不必要なものである。長3返信用封筒1000枚、長4返信用封筒1000枚、経理処理説明資料700枚、役員候補者募集700部、控訴について700枚、書類送付案内700枚、誓約書200枚の田中印刷への支払(R2.10.30)	¥7,700	¥7,700	甲24の1・2	同上	¥0			否認	同上								
③		¥7,150	¥7,150			¥0			否認									
④		¥115,940	¥115,940			¥0			否認									
⑤		¥46,200	¥46,200			¥0			否認									
⑥		¥14,300	¥14,300			¥0			否認									
⑦		¥7,480	¥7,480			¥0			否認									
⑧		¥3,300	¥3,300			¥0			否認									
上記合計額		¥216,920	¥216,920					¥0					¥0					

本件損害額整理一覧表

被告牧谷らに支払われた退職金等			不法行為に基づく損害関係				不当利得に基づく損失関係				不法行為に基づく損害関係				不当利得に基づく損失関係			
番号	損害等項目	主張金額	該当金額	証拠	原告の主張要旨	該当金額	証拠	原告の主張要旨	該当金額	証拠	被告らの反論要旨	認否	証拠	被告牧谷らの反論要旨				
①	被告牧谷 退職金	¥1,160,317	¥1,160,317	甲3、甲11の1~2	(1)退職金 業務執行権限なし 懲戒解雇事由のある者に対して退職金支給 (2)退職金増額分550,000円(甲11の2) 増額権限(業務執行権限)なし 増額事由なし 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654条) 事務管理の不成立	¥1,160,317	甲3、甲11の1~2	(1)退職金 無断欠勤等に基づく懲戒解雇 (2)退職金増額分550,000円(甲11の2) 増額権限(業務執行権限)なし 増額事由なし 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654条) 事務管理の不成立	否認	甲11	中退共支払分は、法人に損害なし。退職勧奨に基づく合意退職であり「法人都合」として計算することもあり得た。勤務状態は良好であり、自己都合退職であっても功労増額は問題のない行為である。	否認	甲11	中退共支払分は、法人に損害なし。退職勧奨に基づく合意退職であり「法人都合」として計算することもあり得た。勤務状態は良好であり、自己都合退職であっても功労増額は問題のない行為である。				
②	被告牧谷 有給・代休清算金	¥1,433,944	¥1,433,944	甲2、甲11の2	買い上げ権限(業務執行権限)なし 買い上げ義務なし 計算内容も不合理 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654条) 事務管理の不成立	¥1,433,944	甲2、甲11の2	買い上げ権限(業務執行権限)なし 買い上げ義務なし 計算内容も不合理 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654条) 事務管理の不成立	否認	同上	労使慣行に基づき、労基署に確認の上、買い上げを実行した。不測の混乱事態に伴う処理であり問題のある行為ではない。	否認	同上	労使慣行に基づき、労基署に確認の上、買い上げを実行した。不測の混乱事態に伴う処理であり問題のある行為ではない。				
③	被告藤田 退職金	¥548,508	¥548,508	甲3、甲11の1~2	(1)退職金 業務執行権限なし 懲戒解雇事由のある者に対して退職金支給 (2)退職金増額分270,000円(甲11の2) 増額権限(業務執行権限)なし 増額事由なし 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654条) 事務管理の不成立	¥548,508	甲3、甲11の1~2	(1)退職金 無断欠勤等に基づく懲戒解雇 (2)退職金増額分270,000円(甲11の2) 増額権限(業務執行権限)なし 増額事由なし 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654条) 事務管理の不成立	否認	同上	①に同じ	否認	同上	①に同じ				
④	被告藤田 有給・代休清算金	¥1,256,852	¥1,256,852	甲2、甲11の2	買い上げ権限(業務執行権限)なし 買い上げ義務なし 計算内容も不合理 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654条) 事務管理の不成立	¥1,256,852	甲2、甲11の2	買い上げ権限(業務執行権限)なし 買い上げ義務なし 計算内容も不合理 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654条) 事務管理の不成立	否認	同上	②に同じ	否認	同上	②に同じ				
⑤	被告笹山 退職金	¥765,335	¥765,335	甲3、甲11の1~2	(1)退職金 業務執行権限なし 懲戒解雇事由のある者に対して退職金支給 (2)退職金増額分450,000円(甲11の2) 増額権限(業務執行権限)なし 増額事由なし 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654条) 事務管理の不成立	¥765,335	甲3、甲11の1~2	(1)退職金 無断欠勤等に基づく懲戒解雇 (2)退職金増額分450,000円(甲11の2) 増額権限(業務執行権限)なし 増額事由なし 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654条) 事務管理の不成立	否認	同上	①に同じ	否認	同上	①に同じ				
⑥	被告笹山 有給・代休清算金	¥841,581	¥841,581	甲2、甲11の2	買い上げ権限(業務執行権限)なし 買い上げ義務なし 計算内容も不合理 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654条) 事務管理の不成立	¥841,581	甲2、甲11の2	買い上げ権限(業務執行権限)なし 買い上げ義務なし 計算内容も不合理 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654条) 事務管理の不成立	否認	同上	②に同じ	否認	同上	②に同じ				
⑦	被告川淵 退職金	¥516,920	¥516,920	甲3、甲11の1~2	(1)退職金 業務執行権限なし 懲戒解雇事由のある者に対して退職金支給 (2)退職金増額分310,000円(甲11の2) 増額権限(業務執行権限)なし 増額事由なし 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654条) 事務管理の不成立	¥516,920	甲3、甲11の1~2	(1)退職金 無断欠勤等に基づく懲戒解雇 (2)退職金増額分310,000円(甲11の2) 増額権限(業務執行権限)なし 増額事由なし 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654条) 事務管理の不成立	否認	同上	①に同じ	否認	同上	①に同じ				
⑧	被告川淵 有給・代休清算金	¥1,008,545	¥1,008,545	甲2、甲11の2	買い上げ権限(業務執行権限)なし 買い上げ義務なし 計算内容も不合理 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654条) 事務管理の不成立	¥1,008,545	甲2、甲11の2	買い上げ権限(業務執行権限)なし 買い上げ義務なし 計算内容も不合理 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654条) 事務管理の不成立	否認	同上	②に同じ	否認	同上	②に同じ				

本件損害額整理一覧表

⑨	被告綱島 退職金	¥301,585	¥301,585	甲3、甲11 の1~2	(1)退職金 業務執行権限なし 懲戒解雇事由のある者に対して退職金支給 (2)退職金増額分160,000円(甲11の2) 増額権限(業務執行権限)なし 増額事由なし 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654 条) 事務管理の不成立	¥301,585	甲3、甲11 の1~2	(1)退職金 無断欠勤等に基づく懲戒解雇 (2)退職金増額分160,000円(甲11の2) 増額権限(業務執行権限)なし 増額事由なし 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654 条) 事務管理の不成立	否認	同上	①に同じ	否認	同上	①に同じ	
⑩	被告綱島 有給・代休清算金	¥544,650	¥544,650	甲2、甲11 の2	買上げ権限(業務執行権限)なし 買上げ義務なし 計算内容も不合理 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654 条) 事務管理の不成立	¥544,650	甲2、甲11 の2	買上げ権限(業務執行権限)なし 買上げ義務なし 計算内容も不合理 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654 条) 事務管理の不成立	否認	同上	②に同じ	否認	同上	②に同じ	
⑪	被告永田 退職金	¥160,215	¥160,215	甲3、甲11 の1~2	(1)退職金 業務執行権限なし 懲戒解雇事由のある者に対して退職金支給 (2)退職金増額分100,000円(甲11の2) 増額権限(業務執行権限)なし 増額事由なし 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654 条) 事務管理の不成立	¥160,215	甲3、甲11 の1~2	(1)退職金 無断欠勤等に基づく懲戒解雇 (2)退職金増額分100,000円(甲11の2) 増額権限(業務執行権限)なし 増額事由なし 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654 条) 事務管理の不成立	否認	同上	①に同じ	否認	同上	①に同じ	
⑫	被告永田 有給・代休清算金	¥392,373	¥392,373	甲2、甲11 の2	買上げ権限(業務執行権限)なし 買上げ義務なし 計算内容も不合理 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654 条) 事務管理の不成立	¥392,373	甲2、甲11 の2	買上げ権限(業務執行権限)なし 買上げ義務なし 計算内容も不合理 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654 条) 事務管理の不成立	否認	同上	②に同じ	否認	同上	②に同じ	
上記合計額		¥8,930,825	¥8,930,825			¥8,930,825									

業務用パソコンの初期化等による損害			不法行為に基づく損害関係			不当利得に基づく損害関係			不法行為に基づく損害関係			不当利得に基づく損害関係		
番号	損害等項目	主張金額	該当金額	証拠	原告の主張要旨	該当金額	証拠	原告の主張要旨	該当金額	証拠	被告黒兼らの反論要旨	認否	証拠	被告黒兼らの反論要旨
①	データ復旧費	¥2,377,100	¥2,377,100	甲12の1・ 2、 甲35	業務執行権限なし 被告黒兼らが通常行われないデータ消去等を指示 初期化・データ消去の不合理性 時期から考えて新理事体制に対する妨害が目的 「急迫の事情」「必要な処分」該当無し(民法654 条) 事務管理の不成立	¥0			否認	乙3~5	引継ぎは十分に行っており、問い合わせ先も知らせていたが、何らの問い合わせがなかった(乙3、乙4)。監事報告(乙5)によっても、基幹システムとデータは消去されておらず、消去パソコンを復旧する必要はなかった。			
②	別荘管理システム操作説明業務委託費	¥238,700	¥238,700	甲13の1・2	十分な引継がなされなかったため、左記業務委託が必要となった	¥0			否認	同上	同上			
③	新パソコン9台の購入費	¥1,191,740	¥1,191,740	甲14の1・2	データ消去等が刑法犯に該当する疑いがあったため警察へ証拠提出 業務で使用できないため新しいパソコンを購入	¥0			否認	同上	PCが物理的に破損したわけではないのに、買い替えの必要はない。			
上記合計額		¥3,807,540	¥3,807,540			¥0								
		¥15,514,394				¥9,079,446								
		¥1,550,000												
		¥17,064,394												

これは正本である。

令和6年11月15日

神戸地方裁判所姫路支部

裁判所書記官 原 卓 範

